



POLASTRI WINT & PARTNERS
LEGAL & TAX ADVISORS

本文章は、読者の参照の便宜のために和訳したものです。翻訳にあたっては十分な注意を払っていましたが、完全性や正確性の責任を負いません。

ミャンマー連邦共和国

ミャンマー投資委員会

通達 1/2013 号

(2013 年 1 月 31 日)

事業活動の種別

外国投資法第 56 条第 a 項に基づき、ミャンマー投資委員会は、連邦政府の承認を得た上、外国投資法第 2 章の範囲内である事業活動について、「**禁止されている事業**」、「**市民との合弁で許されている事業**」、「**特定条件付きの事業**」を定める。

禁止されている事業一覧

整理番号	事業内容
1.	国防軍用の武器・弾薬の製造、これに関連するサービス
2.	マングローブ林、宗教的な理由で聖なる場所、伝統的巡礼地、牧草地、高原のプランテーション、水田、水資源に害を与える恐れのある事業
3.	肥料法、穀物の種子に関する法律、その他の農業に関する法律（随時に制定する予定。）に違反する農業または製造活動
4.	廃棄物を輸入する工場
5.	オゾン層の保護のためのウィーン条約及びモントリオール議定書により禁止されている 34 種のハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ブロモクロロメタン、5 種のクロロフルオロカーボン、3 種のハロン、カーボンテトラクロライドの製造
6.	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている 21 種の有機汚染物質の生産
7.	中古製造施設・機械を国内に持ち込む事業。環境保護法及びその施行細則（随時に制定する予定。）で「有害」と定められている製造品を製造または利用する事業
8.	自然森林の管理・保護

整理番号	事業内容
9.	翡翠及び宝石用原石の探査、地質調査、製造
10.	鉱物を対象とする中小規模鉱業
11.	石綿の利用した建設用製品の製造・販売
12.	電力系統の管理
13.	電力の売買
14.	電力系統の検査
15.	有害化学物質（メチル tert-ブチルエーテル、四エチル鉛等）を利用する石油精製所
16.	土壌、水質、空気または公的衛生に有害である線、鉱物、化学物質、騒音、汚塵、異臭、排煙を発生させる事業
17.	川筋での探鉱（金の探鉱を含む）
18.	航空管制
19.	水先案内
20.	印刷または放業の合併事業
21.	地元の言語（ミャンマー語を含む）での印刷・出版業

市民との合併で許されている事業

整理番号	事業内容
1.	混合の種子を生産・販売する事業
2.	品質向上させられた種子（augmented seeds）、地元の種子を生産・販売する事業
3.	クッキー、ワッフル、麺類、マカロニ、バーミセリ、小麦の麺、その他の穀物を利用した食品の製造・販売
4.	菓子、ココア、チョコレート、軽食の製造・販売
5.	乳汁及び乳酪製品（milk and milk products）を除いてその他の食品の製造・缶詰・販売
6.	麦芽を利用した醸造酒、その他の醸造酒の製造・販売
7.	飲料用・非飲料用を問わず、蒸留酒の留出・混ぜ合せ・精製・瓶詰・流出
8.	氷の製造・販売
9.	精製飲料水の製造・販売
10.	綱、ロープ、糸の製造・販売
11.	エナメル鍋・フライパン、食器、その他の家庭用品の製造・販売
12.	プラスチック製品の製造・販売
13.	ゴム、プラスチックの製造
14.	包装業
15.	合成皮革を除いて、原皮・皮革の加工及び加工品を利用した製品（靴、鞆等）の製造・販売
16.	紙の製造・販売
17.	紙、ボール紙（炭酸紙、蠟紙、トイレットペーパーを含む）の製造・販売

整理番号	事業内容
18.	地元の原材料を利用した化学製品の製造・販売
19.	引火性固体、液体、ガス、エーロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、デオドラント、農薬）の製造・販売
20.	反応性化学物質（酸素、過酸化水素）、加圧ガス（アセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン）の製造・販売
21.	腐食性化学物質（硫酸、硝酸）の製造・販売
22.	ガス状・液体状・固体状を問わず、工業用化学ガスの製造・販売
23.	医薬品用材料の製造
24.	高度技術を利用したワクチンの製造
25.	工業用原料または鉱物の探査、地質調査
26.	鉱物の大規模探査・製造
27.	橋梁建設用、その他の建築物建設用の鉄骨ばり及びセメントの製造
28.	橋梁、高速道路、道路橋、地下鉄、その他の交通インフラプロジェクトの開発・建設
29.	国際基準に達したゴルフコース、リゾートの建設
30.	住宅群、コミュニティーハウジングの建設・賃貸または販売
31.	オフィスビル、複合商業施設の建設・販売
32.	工業団地付属の住宅施設の建設・賃貸または販売
33.	低廉住宅の建設
34.	衛星タウンの開発
35.	航空機による国内輸送
36.	航空機による国際輸送
37.	船舶による旅客輸送、貨物輸送
38.	造船所での造船、船舶修理
39.	内陸におけるコンテナヤード、商品倉庫、栈橋の建設、倉庫サービス、栈橋サービス
40.	鉄道機関車、車両の製造
41.	私立の専門病院、伝統医学の病院
42.	観光業

特定条件付の事業

所管省の推薦を必要とする事業

整理番号	事業内容	規制
(1)	(2)	(3)
I	農務・灌漑省	
1.	穀物の種子の生産・販売	連邦政府の承認及び上記省の意見（推薦）が必要。
2.	肥料製造所の建設及び肥料の製造	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
3.	農薬の製造・梱包	以上と同じ。
4.	農業の研究・発展	以上と同じ。
5.	農業用機械・器械の製造	以上と同じ。
6.	農作物の生産及びそれに関連するサービス	以上と同じ。
7.	近代的農業地の開発	以上と同じ。
II.	家畜飼育・水産省	
1.	ミツバチの飼育、ミツバチによる生産物の生産	食品医薬品に関する規定を従う、且つ、外国の技術的ノウハウ及びマーケティング支援を提供する義務。
2.	魚網の製造	漁業総局の制定する規定等を従う、且つ、製造所を漁業発展地域に設置し、網目制限を遵守する義務。
3.	水産物荷揚げ用栈橋、水産物競り売り場の建設	漁業総局の制定する規定等を従う義務。清潔及び安全性を確保する近代的建設でなければならない。
4.	漁業に関する資材を検査する実験室	水質及び製品質の検査を ISO 17025 基準で行う義務。
5.	陸水・海水での養殖漁業	地元の生物多様性に影響を与える養殖漁業は禁止されている。
III.	環境保護・森林省	
1.	国立公園に関する事業	上記省の意見（推薦）が必要。
2.	木材を利用する製造、それに関連するサービス	以上と同じ。
3.	エコ・ツーリズム	以上と同じ。
4.	炭素放出減少プロジェクト	以上と同じ。
5.	長期的リースに基いて、森林保護区・その他の森林地域での	以上と同じ。
6.	遺伝子組み換え作物、遺伝子組み換え生物の輸入	以上と同じ。
7.	植林開発制度、植林用の機械・器械、殺虫剤、農薬の輸入	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
8.	高質且つ貴重木材の製造等を目的として森林に関する先端的研究・開発	以上と同じ。
9.	植林（ティーク、硬材、インドゴム、竹、藤等）	以上と同じ。
10.	木材を利用する産業（木取り、付加価値を加えた完成品の製造等）	以上と同じ。
11.	木材、木材を利用した製品の国内・海外販売	以上と同じ。
12.	森林業種において高度技術を利用した研究開発、人材開発	以上と同じ。
13.	政府の管理する森林保護区、その他の森林地域での資源の採取	以上と同じ。
14.	植物・動物の輸出入、栽培・飼育、製造	以上と同じ。
15.	木材を利用した一般品（basic goods）の製造	25%外資まで可能。
16.	裾野産業（付加価値を加えた完成品の製造用部品の製造）	35%外資まで可能。
17.	高度技術を利用し、大規模投資を必要とする製造活動	49%外資まで可能。
18.	伐採、丸木の輸出	連邦政府の承認が必要。
IV.	鉱山省	
1.	鉱物の探査・地質調査	期限は、探査 2 年間、地質調査 3 年間、評価 2 年間が限度。期限満了時 3 ヶ月前に期限の延長を申請することができる。
2.	鉱物の大規模製造	連邦政府の承認が必要。期限は 15 年間が限度。期限満了時 6 ヶ月前に延長を申請することができる。1 回の延長は 5 年間が限度。4 回まで延長可。許可手続では鉱物埋蔵量、生産能力、採掘年数等を審査する。
3.	希土類、戦略的鉱物、放射性鉱物、原石を利用した完成品（宝石、像、彫刻物等）の製造	連邦政府との合弁で可能。

整理番号	事業内容	規制
4.	真珠の養殖・製造	期限は 15 年間が限度。期限満了時 1 年前に期限の延長を申請することができる。1 回の延長は 5 年間が限度。2 回まで延長可。
5.	石炭、花崗岩の輸出	連邦政府の承認が必要。、
V.	産業省	
1.	植物油、動物油、その他の油、凝脂の製造・販売	原材料の 80%は国産でなければならない。
2.	醸造酒、炭酸水、清涼飲料の製造・販売	原材料の 20%は国産でなければならない。製造開始から 3 年以降、穀物による原材料の 60%は国産でなければならない。環境親和的な工場でなければならない。
3.	香辛料の製造	製造開始から 3 年以降、原材料は 100% 国産でなければならない。
4.	タバコの製造	タバコ葉の 50%以上は国産であるか、輸出で稼いだ金銭の 50%を国産のタバコ葉の仕入のために利用しなければならない。製造したタバコの 90%を輸出しなければならない。投資許可申請書に国産原材料一覧及び輸出計画を添付しなければならない。
5.	香水・化粧品の製造・販売	製造開始から 5 年間で以降、原材料の 50%は国産でなければならない。
6.	爆発性化学物質（TNT、ニトログリセリン、亜硝酸アンモニウム等）の製造・販売	連邦政府との合弁のみで可能。
7.	引火性液体・固体（チタン粉末等）、自己発熱性化学物質（硫化カリウム等）、引火性加圧ガス（燐化カルシウム等）	連邦政府との合弁のみで可能。
8.	化学品（ペンキ、ワニス、染料、シンナー、塗り物用の塗料等）の製造・販売	70%外資まで可能。
9.	ワクチンの製造・販売	連邦政府との合弁のみで可能。
10.	輸入された原材料を利用する化学品の製造・販売	期限限定で可能。但し、有害性、爆発性、酸化型、引火性化学物質については、不可能。

整理番号	事業内容	規制
VI.	電力省	
1.	水力・石炭による電力生産・販売	BOT 型で連邦政府との合弁で、連邦政府の承認を得た上可能。
VII.	交通省	
1.	空港の建設・航空ラウンジに関するサービス	連邦政府の承認及び上記省の意見（推薦）が必要。
2.	パイロット飛行訓練	以上と同じ。
3.	航空機の修理・メンテナンス	以上と同じ。
4.	航空機による輸送（訳注：明白ではないが、おそらく「旅客輸送」を意味する。）そのマーケティング、それに関連するサービス	以上と同じ。
5.	コンピューターネットワークを利用する航空会社のための代理店業務（air ticketing）	以上と同じ。
6.	航空機のリース（乗務員無しで）	以上と同じ。
7.	航空機のリース（乗務員付）	以上と同じ。
8.	貨物空輸	以上と同じ。
9.	航空貨物の積載・荷揚げ	以上と同じ。
10.	機内食の製造・販売	以上と同じ。
11.	航空機の給油	以上と同じ。
12.	航空機の小規模検査・メンテナンス	以上と同じ。
13.	航空機の到着・着陸・出発時の地上支援（ground support）	以上と同じ。
14.	乗客の荷物に関する地上支援（ground support）	以上と同じ。
15.	乗客のための出発・到着時航空サービス（airport services）	以上と同じ。
16.	航空機のための地上支援（ground services）	以上と同じ。
17.	航空ホテル	以上と同じ。
18.	航空機部品の販売・マーケティング	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
19.	船舶乗務員の訓練所の設置	連邦政府の承認が必要。最低投資額は1,000,000 USD で、合弁事業のみで可能。
20.	外国海運会社のための代理店業務	連邦政府との合弁のみで可能。
21.	造船所サービス	連邦政府との合弁のみで可能。
22.	内陸水域局が所有している水路での輸送	連邦政府との合弁のみで可能。
23.	輸送関連の建設、その他輸送関連のサービス	連邦政府との合弁のみで可能。
VIII.	運輸情報通信省	
1.	国内・国際郵便サービス	上記省の意見（推薦）が必要。
2.	電話網支援サービス（network support services）、電話網サービス（network services）	以上と同じ。
IX.	エネルギー省	
1.	原材料としての石油・石油品の輸入・販売	上記省の意見（推薦）が必要。
2.	商業規模製造が可能であるかどうかを調査するための鉱物の探査・地質調査	以上と同じ。
3.	石油・天然ガスの実験室解析、その他石油・天然ガスに関するサービス	以上と同じ。
4.	石油化学工場の建設・経営	以上と同じ。
5.	石油・天然ガス製品の運送、格納、流通、販売、マーケティング	以上と同じ。
X.	保健省	
1.	私立病院・クリニック、専門病院・クリニック	上記省の意見（推薦）が必要。
2.	投資家・国家機関が互いに経営する病院・クリニック	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
3.	投資家・国家機関が互いに投資する 病院・クリニック	上記省の意見（推薦）が必要。連邦政府との合弁でなければならない。
4.	私立の診断センター	上記省の規制を遵守しなければならない。
5.	民営の医薬品製造	以上と同じ。
6.	ワクチン・分析用製品の研究・製造	以上と同じ。
7.	私立の保健大学、訓練学校	以上と同じ。
8.	健康への影響のモニタリング	以上と同じ。
9.	伝統的医薬品の原材料の売買	以上と同じ。
10.	伝統的医薬品の研究・実験室分析	以上と同じ。
11.	伝統的医薬品の製造	以上と同じ。
XI.	建設省	
1.	オフィスビル・商業用ビルの建設・ 賃貸	100%外資の場合、BOT 型のみで可能。 市民との合弁事業の場合、市民は土地 のリースを合弁事業に拠出し、あるい は、外国投資家に対してサブリースす る。期限満了時に土地を返却すべき。 建築物は国家文化財である場合、国家 文化財保護計画に従わなければなら ず、元の模様を変更できない。
2.	建築物の設計・建設、その他関連す るサービス	ASEAN 相互承認枠組み協定（MRA） 及びミャンマー国建設法とその施行細 則等を遵守しなければならない。
3.	工場の建設、機械・器械の据付、試 運転	以上と同じ。
4.	パブリックハウジング建設用材料の 大規模製造	以上と同じ。
5.	高度技術を利用する建設用組立材料 の製造	以上と同じ。
6.	自然災害に耐える高度技術の建築 物、それに関連する高度技術のイン フラ設備の建設	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
XII.	ホテル・観光省	
1.	観光客運送	交通省、鉄道輸送省の定める規定等に従って事業を行う。
2.	スパ施設	3 星または 3 星以上の大規模ホテルのみで可能。但し、例外として 5 星を有する豪華の小規模ホテルでも可。
3.	外国人客のためのカジノ	連邦政府の承認が必要。内務省の定める規定等で許されている場合、ホテルの規制区域内で設置可能。市民は利用できない。
XIII.	情報省	
1.	外国語新聞の定期的出版	上記省の意見（推薦）が必要。
2.	社会学の書籍・雑誌の出版	以上と同じ。
3.	科学の書籍・雑誌の出版	以上と同じ。
4.	応用科学の書籍・雑誌の出版	以上と同じ。
5.	美術の書籍・雑誌の出版	以上と同じ。
6.	ミャンマー語その他国内言語または外国語での特定テーマの書籍・雑誌の出版	以上と同じ。
7.	FM ラジオ放送	連邦政府の承認及び上記省の意見（推薦）が必要。
8.	DTH（Direct-to-Home）放送	上記省の意見（推薦）が必要。
9.	DVT 2 放送	以上と同じ。
10.	ケーブル、IPTV 放送	以上と同じ。
11.	映画製作	以上と同じ。
12.	映画加工、編集、録画	以上と同じ。
13.	映画の上映	以上と同じ。
14.	映画学校の設置	以上と同じ。
15.	映画撮影用器械のリース	以上と同じ。
16.	映画撮影所の設置	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
17.	VCD、DVD、Blue Ray Discs のコピー作業	以上と同じ。
18.	映画・テレビ番組の製作、販売、上映	以上と同じ。

その他承認を必要とする事業

整理番号	事業内容	規制
(1)	(2)	(3)
1.	畜産業（水牛、牛）	適正家畜飼育行動規範（good animal husbandry practice - GAHP）及び適正製造規範（good manufacturing practice - GMP）に従って事業を行う。
2.	畜産業（羊、ヤギ、鶏、豚、その他）	以上と同じ。
3.	家畜飼料の製造	適正製造規範（GMP）に従って事業を行う。
4.	家畜用ワクチン・医薬品の製造	ASEAN の家畜用ワクチン・医薬品製造の GMP に関する指針に従って事業を行う。
5.	酪農業	GAHP 及び GMP に従って事業を行う。
6.	乳汁、乳酪製品の製造	ASEAN の乳汁加工施設認定基準（ASEAN criteria for the accreditation of milk processing establishments）に従って事業を行う。
7.	屠畜場の運営	危害分析重要管理点（hazard analysis critical control points – HACCP）を設置し、GMP に従って事業を行う。
8.	動物製品の製造、食肉加工	ASEAN の家畜製品施設認定基準－密封容器における食肉製品の製造（ASEAN criteria for accreditation of livestock product establishments: manufacturing of meat products in hermetically-sealed containers）に従って事業を行う。
9.	畜産業用製品の製造	GMP に従って事業を行う。
10.	養鶏	ASEAN の商業規模養鶏の生物安全管理マニュアル（GAHP、GMP）（ASEAN bio-security management manual for commercial poultry farming (GAHP, GMP)）に従って事業を行う。
11.	ミタン（東南アジア産の牛）の飼育	GAHP に従って事業を行う。
12.	陸水または海水海老産業	環境親和的、科学的飼育方法をもって事業を行う。

整理番号	事業内容	規制
13.	炭鉱	連邦政府との合弁のみで可能。
14.	伝統的医薬品を除いて家庭用医薬品の製造	世界保健機関の最低 GMP 基準に従って事業を行う。
15.	ワクチン、麻薬、覚醒剤を除いて各種医薬品の製造・販売	世界保健機関の最低 GMP 基準に従って事業を行う。
16.	現行規定等で許されているその他の建築物建設、修復、改造	ASEAN 相互承認枠組み協定（MRA）及びミャンマー国建設法とその施行細則等を遵守しなければならない。
17.	ホテル業	3 星または 3 星以上のホテルについて 100%外資で可能。それ以下のホテルについて、市民との合弁事業で可能。
18.	輸入品（訳注：おそらく輸入された種子、肥料等を意味する。）を利用して（現地で）栽培された穀物から製造された作物品の国内販売・輸出	付加価値を加えた製造品についてのみ可能。市民との合弁事業の場合、市民に属する資本金の比率は最低 40%でなければならない。
19.	小売業	小規模小売業は禁止されている。スーパー、デパート、ショッピングセンターは許されているが、市民の所有する店舗の付近に設置することができない。国産製品を優先に販売しなければならない。市民との合弁事業の場合、市民に属する資本金の比率は最低 40%でなければならない。
20.	小売業（自動車、バイクを除いて）	2015 年以降（2015 年を含む）に可能。最低投資額は 3,000,000 USD。税務優遇措置はない。
21.	支店の設置	フランチャイズ型（外国のフランチャイザー、市民のフランチャイジー）のみで可能。
22.	倉庫業	中少規模で不可。市民との合弁事業の場合、市民に属する資本金の比率は最低 40%でなければならない。
23.	卸業	通商省の意見（推薦）が必要。
24.	代理店業	外資で可能が、代理店業務を行う従業員はすべて市民でなければならない。

整理番号	事業内容	規制
25.	特定されていない店舗での小売業	デパート、ハイパーマーケットの面積は 50,000 平方フィート（約 4,645 平方メートル）以上、スーパーの面積は 12,000～20,000 平方フィート（約 1,115～1,858 平方メートル）以上でなければならない。
26.	特定されていない店舗での食品、飲料品、タバコの小売業	店舗の面積は 2,000～4,000 平方フィート（約 186～372 平方メートル）以内でなければならない。
27.	外国語のテーマ別の雑誌の出版	市民との合弁事業の場合、市民に属する資本金の比率は 51% でなければならない。取締役及び主たる従業員の 2/3 以上は市民でなければならない。100% 外資の場合、投資家は当該外国の出版社を所有しなければならない。

環境影響調査を必要とする事業

整理番号	事業内容	規制
(1)	(2)	(3)
1.	鉱物の探査・製造	環境に悪影響はない場合、または、環境影響を最小限に減少させることができる場合に許されている。実行可能性調査及び環境影響調査が必要。
2.	石油・ガスの探査・製造	以上と同じ。
3.	大規模ダム及び堤防の建設	以上と同じ。
4.	水力発電所、その他の大規模発電所の建設	以上と同じ。
5.	石油・ガス送管及び送電塔の設置	以上と同じ。
6.	大規模農地を必要とする農業。	以上と同じ。
7.	大規模の川架橋、道路架橋、高速道路、地下鉄、港、造船所、空港、運河の建設、大規模の自動車製造、大規模の船舶製造	以上と同じ。
8.	化学品、農薬の製造	以上と同じ。
9.	電池の製造	以上と同じ。
10.	大規模の紙類製造	以上と同じ。
11.	繊維製品の大規模製造・染色作業	以上と同じ。
12.	鉄材、鋼材、金属製品の製造	以上と同じ。
13.	セメント製造	以上と同じ。
14.	蒸留酒、醸造酒の製造	以上と同じ。

整理番号	事業内容	規制
15.	石油化学品（ガソリン、機械油、肥料、蠟、ワニス等）の製造	以上と同じ。
16.	製糖作業を含む食品の大規模製造	以上と同じ。
17.	皮革、ゴム品の製造	以上と同じ。
18.	陸水または海水魚または海老の大規模産業	以上と同じ。
19.	木材を利用する大規模産業	以上と同じ。
20.	大規模住宅群の建設	以上と同じ。
21.	大規模ホテル・リゾートの建設	以上と同じ。
22.	歴史・文化的な意味を持つ場所での事業設置	以上と同じ。
23.	地下水位の低い（low water level）場所での事業設置	以上と同じ。
24.	自然が影響を受けやすい場所での事業設置	以上と同じ。
25.	国立公園、野生動物保護区、その他の保護区での事業設置	以上と同じ。
26.	希少野生植物の存在する場所での事業設置	以上と同じ。
27.	自然災害が起こりやすい場所での事業設置	以上と同じ。
28.	飲料水の水資源（川、湖、用水池等）付近での事業設置	以上と同じ。
29.	リゾート、真珠の養殖地付近での事業設置	以上と同じ。
30.	大規模の農業可能地を利用する農業・製造活動	以上と同じ。
31.	大規模の森林産業	以上と同じ。
32.	木材を利用する大規模産業	以上と同じ。
33.	発電力	環境影響調査が必要。エネルギー省の条件に従って事業を行う。
34.	送電線の建設	以上と同じ。

命令により

Soe Thein

委員長

ミャンマー投資委員会

Contact:

POLASTRI WINT & PARTNERS LEGAL & TAX ADVISORS
(formerly P&A Asia)

No. 52, Yaw Min Gyi Street, Royal Yaw Min Gyi Condo,
Unit No. 104, Dagon Township, Yangon
Myanmar

E-Mail: info@paasia.net
Phone: +95 (0)9 420003004

日系企業担当者
Sebastian Pawlita (ゼバスティアン・パヴリータ)
E-Mail: sebastian@paasia.net
Phone: +95 (0)9 401529445
(日本語で対応可)